

中頓別町と学校法人北工学園による人材育成に向けた協定書

中頓別町と学校法人北工学園は、人口減少や少子高齢化の急速な進展により人材不足が進む保育士や介護福祉士などの育成に向けて、連携して人材の発掘、育成に努めるとともに、国の制度の活用や各市町村、民間企業等への働きかけを積極的に行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、「小さな中頓^{ま ち}別のしあわせをデザインする」をキャッチフレーズに町民の参加と協働でまちづくりを進める中頓別町と道北地域で唯一保育・幼児教育、介護福祉等の分野や日本語教育を通して、社会に貢献する人材の育成に取り組んでいる北工学園が地域において必要とされる人材育成に向けて相互に協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 中頓別町と学校法人北工学園は、次の事項について協力する。

- (1) 保育・幼児教育、介護福祉等人材の発掘と育成
- (2) 地域の魅力向上、地域経済の活性化等地域の発展を目指す取組の推進
- (3) 教育や文化資源を活用した教育、文化の振興と発信
- (4) その他第1条で定める目的の達成のために必要な事項

(協力期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、毎年度この協定書の協力事項について、相互に実績と効果について検証を行う。

2 前項の検証の結果、有効期間満了の日の30日前までにいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様に扱う。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、協力事項の細目その他の事項については、その都度協議するものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和 6年 8月 6日

中頓別町長 小林 生 吉

北工学園理事長 磯 田 晃 一

中頓別町と学校法人北工学園による人材育成に向けた
協定に基づく確認書

中頓別町と学校法人北工学園は、令和6年6月 日 に締結した「中頓別町と学校法人北工学園による人材育成に向けた協定」に基づき、次のとおり確認する。

1 保育・幼児教育、介護福祉等人材の発掘と育成

(1) 地域おこし協力隊制度を活用して地域福祉を担う人材の発掘、募集及び育成を協働して実施し、地域への定着化を図る。

- ・ 旭川福祉専門学校に在籍する学生や都市部の学生に対するPR
- ・ 中頓別町及び施設のホームページと旭川福祉専門学校ホームページへの掲載とリンク

(2) 在留資格「介護」と特定技能「介護」を担う外国人を育成し、地域への定着化を図る。

また、学校法人北工学園が有する「介護福祉士養成機関」、「登録支援機関」、「有料職業紹介」の機能を活用し、人材の地域への定着化を図る。

- ・ 介護福祉士と特定技能「介護」のユニットによる就労
- ・ 特定技能外国人の育成と地域での定着

(3) 地域住民のリカレント教育による福祉資格取得のための連携を図る。

- ・ 地域住民のリカレント教育による福祉資格の取得
- ・ 資格取得者の地域での定着化

(4) 旭川福祉専門学校で学ぶ留学生が取得する在留資格「技術、人文知識、国際業務」を活用した国際業務での連携を図る。

- ・ 国内就職を希望する日本語学科卒業生への周知
- ・ 国際業務での就職先の開拓

2 地域の魅力向上、地域経済の活性化等地域の発展を目指す取組の推進
個々に持つ特色や魅力を活かす情報発信活動を協働して展開する。

- ・ 個々に持つ魅力を一体的な広報活動により周知
- ・ 中頓別町の開催イベントに旭川福祉専門学校学生の参加

3 教育や文化資源を活用した教育・文化の振興と発信

個々に持つ教育や文化資源を活用して教育・文化の振興と発信に努める。

- ・ 旭川福祉専門学校教員による保育、介護福祉等の出張授業の実施
- ・ 中頓別町による留学生に対する歴史、文化の講座開設
- ・ 個々の資源を活かした各種情報発信の実施

以上の協力事項について、項目毎に相互に実績と効果について検証し、必要に応じて協力内容の見直しを行う。

本確認の証として本確認書を2通作成し、それぞれ1通を保管する。

令和 6年 8月 6日

中頓別町長

小 林 生 吉



北工学園理事長

磯 田 憲

